

[事案 2024-256] 契約取消等請求

・令和8年2月16日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年に契約した個人年金保険（契約①）を令和3年4月に解約し、その解約返戻金を前納金にして、令和3年5月に変額保険（契約②）を契約したが、以下等の理由により、契約②について、保険を積立てすることなくこのままの状況で継続したい（請求①）、もしくは、契約①の契約に戻し、契約②の契約時に追加で納付した特別保険料についても利息をつけて年金保険として受け取りたい。またその際に徴収された税金を返金してほしい（請求②）。

- (1) 契約①の解約返戻金を契約②への一部前納金として契約する際、仮に保険料の支払いを止めた場合でも、払済保険として継続し、積立金の運用を続けていきたいという意向を募集人に伝えていた。
- (2) 契約②を契約する際、契約②は特別保険料条件付加契約となり、特別保険料が徴収されたが、その際、募集人からは、特別保険料条件付加契約の場合は、払済保険への変更が出来なくなる旨の説明がなく、令和6年の5月頃に払済保険への変更を申し出た際に、払済保険への変更が不可であることを初めて知った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①については、約款上取扱不可である。
- (2) 請求②については、新たなかたちの年金保険への変更と読み取れるが、取扱不可である。
また、税金の返金については、課税要件は決まっており、当社に返金を求める根拠が不明である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。